

高浜差し止め 大津地裁仮処分決定

読売新聞

2016年3月10日社説

高浜差し止め 判例を逸脱した不合理な決定

関電は、審査データを提出し、安全性は担保されていると主張した。だが、大津地裁は「対策は全て検討し尽くされたのか不明だ」として、受け入れなかった。

- ② 司法として、関電に過剰な立証責任を負わせたと言えないか。
- ③ 規制委の新規制基準に疑問を呈したのも問題だ。新基準は、第一原発事故を踏まえ厳しくなったにもかかわらず、規制委の策定手法などに対して、「非常に不安を覚える」と独自の見解を示した。原発にゼロリスクを求める姿勢がうかがえる。

産経新聞

2016年3月10日社説

高浜原発差し止め 常軌を逸した地裁判断だ

- ③ 政府の新規制基準による安全性確保が合理的かどうかの説明を関電に求め、「主張および疎明を尽くしていない」と断じた。具体的には耐震性能や津波対策、避難計画などに疑問があると指摘した。これが理にかなっているといえるのか。
- ① 高浜原発の強制停止がもたらす電力不足や電気料金上昇など社会的なリスクの増大にも、目をつむるべきではない。
- ② 高度に専門的な科学技術の集合体である原子力発電の理工学体系に対し、司法が理解しきったかのごとく判断するのは、大いに疑問である。

日経新聞

2016年3月13日社説

原発止めた地裁判断への疑問

- ② 断層の調査が十分かどうか科学的な判断は難しい。どこまで徹底すれば地裁は納得するのか。
- ① 司法は何を目安に安全性を裁くのか。原発停止の仮処分は即時に効力をもち国民生活や経済活動に悪影響を及ぼしかねない。判例を重ねて目安にする必要がある。

ここからは、私の主観で社説の論点を①から③に分類し、今回の決定文で対応する部分を抜き出してみます。

決定文

参考資料①

社説主張

① 経済への影響も考えるべき

(決定文 p.43)

原子力発電所による発電がいかに効率的であり、発電に要するコスト面では経済上優位であるとしても、それによる損害が具現化したときには必ずしも優位であるとはいえない上、その環境破壊の及ぶ範囲は我が国を超えてしまう可能性さえあるのであって、単に発電の効率性をもって、これらの甚大な災禍と引換えにすべき事情であるとはいえない。

社説主張

② 専門家がやってることにつべこべ言うな 大体、どこまで説明すりゃ気がすむんだ？

(決定文 p.44) **関電のこと**

債務者は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制行政がどのように変化し、その結果、本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、債務者がこの要請にどのように応えたかについて、主張及び疎明を尽くすべきである。

「当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること」(大辞林)

社説主張

③ 新規制基準は十分厳しい

(決定文 p.45)

福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり、本件の主張及び疎明の状況に照らせば、津波を主たる原因として特定し得たとしてよいのかも不明である。その災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を講じるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。この点についての債務者の主張及び疎明は未だ不十分な状態にあるにもかかわらず、この点に意を払わないのであれば、そしてこのような姿勢が、債務者ひいては原子力規制委員会の姿勢であるとするならば、そもそも新規制基準策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない。

少しだけ感想を

社説の主張は他にもありますし、決定文のポイントも他にもありますが、私が特に気になった点を並べるとこんな感じです。決定文の方に軍配をあげますね、私は。最後に引用した部分は特に重要だと思います。福島原発で何が起きたのか？が明確になっていない状況で作った規制基準を「世界最高水準」と言う姿勢そのものが、事故から何も学んでいないという何よりの証拠、ということではないでしょうか？

参考資料

① 脱原発弁護団全国連絡会HP 「速報：大津地裁、高浜原発3・4号機差止仮処分認める！」決定文
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/16-03-09/>